

## 広島市居住安定援助賃貸住宅事業の認定等に係る事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条に規定する居住安定援助計画の認定等の実施に関して、法及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事前相談)

第2条 法第40条第1項の認定の申請を行おうとする者は、予定している申請の内容について、都市整備局住宅部住宅政策課及び健康福祉局保護自立支援課に事前相談を行うものとする。

2 法第40条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、法第44条第1項の計画変更の認定申請を行う場合は、都市整備局住宅部住宅政策課及び健康福祉局保護自立支援課に事前相談を行うものとする。

### (認定の通知)

第3条 法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画認定通知書（第1号様式）により行うものとする。

### (認定しない旨の通知)

第4条 法第40条第1項の認定の申請に係る居住安定援助計画が法第41条に規定する認定の基準に適合しないときは、居住安定援助計画を認定しない旨の通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (居住安定援助計画の変更等)

第5条 法第44条第2項において準用する同法第43条第1項の規定による通知は、居住安定援助計画変更認定通知書（第3号様式）により行うものとする。

### (専用賃貸住宅の目的外使用)

第6条 法第50条第1項の規定による承認をするときは、目的外使用に係る承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

### (報告徴収)

第7条 法第54条第1項の規定による報告徴収は、居住安定援助賃貸住宅事業に関する報告について（第5号様式）により通知するものとする。

2 法第54条第1項の規定により報告を求められた認定事業者は、居住安定援助賃貸住宅事業の業務に関する報告（第6号様式）により報告するものとする。

(改善命令)

第8条 法第55条の規定による改善命令は、居住安定援助賃貸住宅事業改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

2 法55条の規定による改善命令を受けた認定事業者は、速やかに措置を講じ、居住安定援助賃貸住宅事業措置状況報告書（第8号様式）により市長に報告しなければならない。

(認定の取消しの通知)

第9条 法第56条第3項の規定による通知は、居住安定援助計画認定取消通知書（第9号様式）により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項で、認定等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。